

岩手県告示第337号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第51条第2項の規定により、次の認定特定非営利活動法人の認定の有効期間を更新した。

平成31年4月23日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 名称 特定非営利活動法人桜ライン311
- 2 代表者の氏名 岡本翔馬
- 3 主たる事務所の所在地 陸前高田市高田町大隅93-1 高田大隅つどいの丘商店街9号
- 4 認定の有効期間 平成31年5月1日から平成36年4月30日まで